

片瀬地区防犯パトロール隊実施要領

1 目的

片瀬地区で発生している空き巣ねらい、自転車盗、車上ねらい等の犯罪の発生を未然に防止するため防犯パトロールを行い、もって「安全で安心な片瀬」のまちづくりを推進する。

2 事業名

片瀬地区防犯パトロール隊

3 実施主体

- ①主 催 片瀬地区自治町内会・片瀬地区防犯協会
- ②協 力 藤沢防犯協議会・藤沢警察署

4 活動の方法（内容）

- ①防犯パトロール隊は、片瀬地区自治町内会連絡協議会のブロックまたは自治・町内会単位を原則とする。
- ②パトロール時間は1時間程度とし、パトロール回数は概ね月1回から2回程度とし、実施日はパトロール隊で決定するものとする。
- ③パトロール地域は片瀬地区内全域とし、パトロールコースはパトロール隊で決めるものとする。
- ④防犯パトロール隊として事前に、パトロール計画書及び名簿（別紙様式）を片瀬市民センターへ提出するものとする。
- ⑤パトロール時には、地区防犯協会が貸与する物品（ベスト、腕章）を着用し、「パトロール中」であることを明示する。
- ⑥パトロールにおいて挙動不審者を見かけたら、**迷わず110番へ通報する。**
不明な点は藤沢警察署生活安全課 Tel 24-0110番へ
- ⑦防犯パトロール実施後報告書（別紙様式）を翌月10日までに、片瀬市民センターへ提出するものとする。

以 上

事務局：片瀬市民センター地域担当 Tel 27-2711